

随意契約理由書

1 案件名称

消防艇製造監理業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人日本造船技術センター

3 随意契約理由

今回製造監理する消防艇（以下「当該消防艇」という。）は、緊急時の即応体制が要求される高速航行及び熱量の多い船舶火災やコンビナート火災等に対応する大量放水能力を備え、大型の機関や大型消防ポンプ装置の他に、救助活動範囲を広げる搭載艇を積載する等、特殊構造仕様とした大型消防艇である。

当該消防艇を製造監理するためには、船舶工学、船舶関係法令、製造方法、造船現場の実情に精通し、特殊構造仕様の大型消防艇や類似船舶の設計・製造監理に関する豊富な経験が必要である。これにより製造事業者に対する技術指導や図面審査、円滑な工程進捗を含めた適切な製造監理を行うことができるため、品質の高い消防艇の製造が可能となる。

上記事業者は、設立以来多くの特殊構造仕様の大型消防艇や類似船舶の設計・製造監理の実績を有しており、平成元年以降、国内での大型消防艇の製造管理実績は上記事業者のみである。また、今回製造する当該消防艇の基本設計も実施しており、上記条件を満たすもので、当該消防艇の製造監理業務を委託できる唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発担当）（電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立阿倍野防災センター消火体験装置更新業務委託

2 契約の相手方

株式会社丹青社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市立阿倍野防災センター体験型防災学習エリア内にある消火体験装置（以下「当該装置」という。）を更新するものである。

現在、当該装置は、モニターに不具合が発生し、映像が乱れた状態で市民の防災体験学習に支障が発生している。当該装置は、一連のコースを体験しながら学習していく体験型防災学習において、消火器を使用した初期消火や 119 番通報の方法を学ぶために重要な機器であり更新を実施する必要がある。

上記業者は、平成 16 年開館当初及び平成 31 年リニューアルの際にサーバーシステム及び当該装置のシステムを設計、製造、令和 3 年にはサーバーシステムの機器を更新した業者である。

当該装置はサーバーシステムと連動して作動しており、当該業者は更新する際に、既存サーバーシステムと当該装置を接続するために必要となる独自の技術・知識を有し、併せて技術資料及び技術者を保有しており、当該装置を更新できる唯一の業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局予防部予防課（地域防災）（電話番号 06-4393-6336）

随意契約理由書

1 案件名称

初動消防活動支援システム点検業務委託

2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

3 随意契約理由

初動消防活動支援システム（以下「システム」という。）は、地盤データ、建物データなどを事前にコンピューターに登録しておき、地震発生時に市内に設置している震度計の震度情報を基に地域ごとの地震動の分布、出火危険度、延焼危険度を予測し、さらに火災指令した出火点において、風向、風速が反映された延焼シミュレーションを実施し、消火に必要な消防部隊数等を予測するシステムである。

本業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、機能点検を実施するものである。

上記業者は、本システムを開発・納入した業者で、システム独自の設計・製造等に係る専門的知識と技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備（救助支援車積載）定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記事業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管され、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報の提供を受けた唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称
可搬型業務用端末増設等に伴う改修業務委託

2 契約の相手方
富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、可搬型業務用端末増設に伴うサーバのメモリ増設、必要ソフトウェアのセットアップ、及び新消防情報システムの着信情報・出動可能車両情報について、危機管理室へ連携可能できるようソフトウェア改修を行うものである。

当該ソフトウェア等を構成する消防情報システムは、富士通 Japan 株式会社が開発、製造しているもので、本業務を行うためには、開発、製造者独自の高度かつ専門的な知識、技術情報、技術者を保有している必要があり、また、製造物責任の所在を明確にし、改修後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、本業務は上記事業者以外では履行することができないため、上記事業者を指定する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

呼気終末炭酸ガス濃度測定器点検業務委託

2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、呼気終末炭酸ガス濃度測定器の点検を委託し、機器の性能維持及び安全性を確保するものである。

当該機器は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） 電話番号 06-4393-6627